

事務所通信

2011年9月号 No.75



(真光寺の稲田)

CONTENTS

- | | | | |
|------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 睡眠の日 | P4 |
| …魅力について考える | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 記帳・帳簿の保存 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 保険料の削減方法 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

魅力について考える

先の民主党総裁選挙の2回目の投票の時です。態度を決めかねていた「中間派」議員の心をわしづかみにしたのは、野田佳彦氏の“名演説”でした。「『ドジョウが金魚のまねをしてもしょうがねえじゃん』』というのがある。こういうルックスなので、総理になっても支持率は上がりません。だから解散はしません」。大好きな相田みつをさんの詩を引用しながら、自虐的なジョークも交えて、会場を沸かせました。野田佳彦なんて名前は聞いたこともありませんでしたが、他人の詩をパクってとうとう総理大臣になってしまいました。内閣支持率は62.8%で菅内閣の15.8%を大きく引き離しました。その理由はどこにあるのでしょうか。

日本BE研究所所長の行徳哲男氏は、その著『感奮語録』（致知出版）で男の魅力、人間の魅力は、**素・朴・愚・拙**の四つの言葉で表すことができると言っています。すなわち、

「**素**（そ）」 素のよさは何も身につけない魅力。

「**朴**（ぼく）」 言うなれば泥臭さであり、どこか朴訥な田舎っぼいところがあること

「**愚**（ぐ）」 アホになれる、馬鹿になれることそういう人物の下にはたくさんの方が集まる。目から鼻に抜けるような才たけた人間は慕われないし、人も寄り付かない。

「**拙**（せつ）」 下手くそのことだ。下手くそな人間は魅力的だ。

素・朴・愚・拙の人間は、理屈ではない感性の人といえます。

これなら自分も十分人間的な魅力にあふれていると名乗りをあげられる人はたくさんいるはずです。

泥臭いの反対は**スマート**です。スマートな人間は才覚、才能がありなんでもそつなくこなしてしまいます。しかし生きる原動力となるマグマのようなエネルギーに欠けるような気がします。マグマのようなエネルギーをもった『**素・朴・愚・拙**』の人間になりたいものです。

『**才は徳に如かず**』とも言われます。才覚、才能のある人は得てして徳に欠けるところがあります。人は才覚、才能のある人よりも徳のある人についてくるんでしょうね。

私どもの事務所では政治と宗教とひいきの話はしないことになっています。明日からの日本の総理大臣は才能がなくて、泥臭いなんて言う気は毛頭ありませんので念のため。



記帳や帳簿などの保存の必要性

個人（所得税法）

●青色申告者は、原則として正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳を行わなければならないませんが、次の簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。

- ① 現金出納帳、② 経費帳、③ 売掛帳、④ 買掛帳、⑤ 固定資産台帳

帳簿	7年
決算関係書類	
現金預金取引等関係書類	
その他の書類	5年



法人（法人税法）

●法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限から7年間保存しなければなりません。

区分	例	年	
帳簿	現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、 買掛帳、経費帳等	7年	
決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表等		
証 ひ よ う 書 類	現金預貯金関係		領収書、小切手控、預金通帳、借用書等
	有価証券関係		有価証券受渡計算書、社債申込書等
	その他		契約書、請求書、見積書、注文請書、仕入伝票等
棚卸資産関係	納品書、送り状、貨物受領証、出入庫報告書 検収書等		



総報酬制に伴う社会保険料の削減方法

1 賞与の一部を退職金にふりかえる

将来退職した場合、退職給付金(原則一時払)として受給する目的をもって労使の合意に基づき、毎月支給される賞与の一部を退職金の資源とし別枠の制度に振り替えていくことします。

この場合、社内制度として就業規則の中で退職金支給制度の定めがあるときは、従来の制度と中退金制度または特退金制度を併用する退職金支給規定の変更(届出)が必要です。

2 賞与を廃止し、その分を12分割して給与に上乗せして支給する

3 高額な賞与を支給している会社は、賞与年2回支給を年1回支給に変更する

4 年間の保険料を従来の保険料と同じ位にし、差額をカフェテリアプランにする

賞与による保険料の増額を抑えるために、年間の保険料を現状の個人負担保険料と同じ位にして、その差額分をカフェテリアプランとして活用します。カフェテリアプランとは、事業主が従業員に対して、福利厚生費をメニューとして提示し、従業員が一定の予算の枠内で自分のニーズに合わせて選択する制度です

5 固定給(月収)を現在の生活を保障できる額に維持し、差額を年1回の賞与で支給する

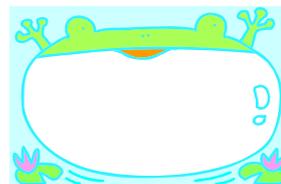
6 今後雇用する方法は人材派遣業者から派遣してもらう

7 厚生年金適用事業所の零細企業は、未適用事業所となる個人会社を設立して、個人会社から賞与相当額を支給する

8 歩合給等変動給を多くして、固定給は変動させないで算定を低く抑える

9 人件費を外注化し従業員の身分を無くし全て個人事業主とする

10 健康保険と厚生年金保険に入れない方を雇用する



< 小林 >

3月18日、9月3日は「睡眠の日」

現在、日本では国民の4人に1人以上が睡眠障害を抱えており、自覚していない人も含めると、さらに多くの人が睡眠にかかわる健康に問題があると言われています。そこで、春と秋の2回、3月18日、9月3日が「睡眠の日」に制定されました。

睡眠の働き

睡眠は、脳を休ませるために必要です。
一般的には、眠っている間に記憶を固定させたり
筋肉をリラックスさせる効果が知られています。

最近、ぐっすり眠れていますか？

残暑厳しい夜や雷雨の夜、残業をした日の夜…
ストレスや気象条件など様々な要因で
なかなか快適な睡眠を得られないという方も
多いのではないのでしょうか。



質の良い眠りを確保する「5つのコツ」

1. 寝酒をしない
2. 入浴は寝る1時間前までに済ませる
3. 食事は寝る2時間前までに済ませる
4. 就寝前にゲームやメール、インターネットをしない
5. 休日に“寝だめ”し過ぎない

人は人生の3分の1を眠って過ごすと言われています。最も身近な生活習慣である睡眠にもっと目を向けてみませんか？

Q1

▶従業員慰安旅行に関する取扱い

会社の負担で従業員の慰安旅行を行った場合、会社が負担した費用が参加した従業員の給与として課税されますか？

A1

その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになってます。

(1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。

(2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要です。

Q2

▶研修旅行に関する取扱い

会社の負担で研修旅行を行った場合、会社が負担した費用が参加した従業員の給与として課税されますか？

A2

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。

しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。

例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。

(1) 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行

(2) 旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行

(3) 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

参考：国税庁HP より

< 原 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
9月22日(木) 午後4時00分～	テルモ経営研究会 自律型人材の創り方・育て方	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	人材育成コンサルタント 原元士先生	1,000円

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

登山〇合目?

登山をすると、道筋に「五合目」とか「七合目」と標識が立てられており、現在地の確認の目安になる。しかし、これは標高や距離ではなく、登山の難易度を割り振ったもの。頂上に近づくと間隔が狭く感じるはそのせい。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より (担当: 田中)





休日カレンダー

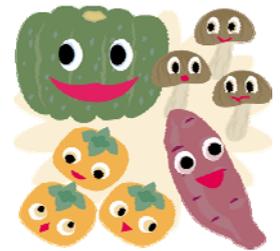


9月（長月）September

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 倉又・山田
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17 堀田・丸田
18	19 敬老の日	20	21	22 テルモ経営研究会	23 秋分の日	24 山口・広川
25	26	27	28	29	30	

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
 - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

9月の税務



- 9月12日 平成23年8月分の源泉所得税・住民税の納付
- 9月30日 平成23年7月決算法人の法人税等・消費税確定申告
平成24年1月決算法人の法人税等・消費税中間申告
平成24年4月・1月・平成23年10月決算法人の消費税中間申告

あとがき

暑かった日々から徐々に過ごしやすくなり、季節が変わっていくを感じている今日このごろです。思い返せばこの夏も例年と変わらず暑い夏だったと思いますが、わが家の電気代は前年より大幅に少なくなっていました。これもあの『東北地方太平洋沖地震』後から言われ始めた電力不足による節電意識からによるものと思います。あの地震から半年経とうとしています。あのとき感じたことは忘れずに、日々充実した生活をしていきたいと思えます。

堀 田